

Column

## サーキュラー・エコノミーへの取り組み



J4CE会合に出席した野田審議員  
会副議長・環境安全委員長

こうした認識のもと、幅広い関係者におけるサーキュラー・エコノミーへのさらなる理解醸成と取る組みの促進や国際社会におけるプレゼンス向上を目指すため、経団連と環境省、経済産業省は、2021年3月、「循環経済パ

ートナーシップ」[Japan Partnership for Circular Economy / 略称: J4CE]を創設した。経団連会員企業を中心に参加を募り、同年11月現在、17社・14団体が加盟している。J4CEは、具体的な活動の柱として、「1. 日本の先進的な循環経済に関する取り組み事例の収集と国内外への発信・共有」「2. 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成」「3. 循環経済促進に向けた対話の場の設定」の3つを掲げ、活動を展開している。

2021年9月には、第1弾の成果としてJ4CEウェブサイトを開設し、参加企業・団体による131件の取り組み事例を掲載するとともに「注目事例集」を発売した。この取り組みは、同年7月のG20環境大臣会合にて合意された「各国におけるサーキュラー・エコノミーへの取り組み事例を情報共有するポータルサイトの策定」に世界に先駆けて応えるものとなった。また、2021年にグラスゴーで開催されたCOP26の会場内では、環境省が来場者に対し、J4CEが取りまとめた「注目事例集」の英語版を配付している。

### 循環経済 パートナーシップの創設

我が国では、循環型社会形成推進に関する各種制度のもと、行政・経済界・NPO・国民等の主体的協力を得て、適正処理・3R推進の実績を積み上げてきた。一方、国際的には昨今、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラー・エコノミー)」への移行が、取り組むべき重要な課題となってきた。

「1. 日本の先進的な循環経済に関する取り組み事例の収集と国内外への発信・共有」「2. 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成」「3. 循環経済促進に向けた対話の場の設定」の3つを掲げ、活動を展開している。

### 日本企業の取り組み事例を世界に発信

我が国では、循環型社会形成推進に関する各種制度のもと、行政・経済界・NPO・国民等の主体的協力を得て、適正処理・3R推進の実績を積み上げてきた。一方、国際的には昨今、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラー・エコノミー)」への移行が、取り組むべき重要な課題となってきた。

### 官民対話の開始

官民対話に関しては、2021年11月、我が国におけるサーキュラー・エコノミーへの移行促進に向けた課題の整理を行うことを目指し、第1回を開催した。本稿掲載誌の発行時点では、多様な業種に携わる動静脈産業が参画し、チャタムハウスルールのもと活発な意見交換が行われているところである。サーキュラー・エコノミーへの移行には、他社・他業種との連携が重要となる。業種・業態や企業によりビジネス環境や優先課題が異なる中で、年度内には何らかの成果をまとめるべく、検討が進められている。



Column

## 生物多様性保全への取り組み



二宮審議員会副議長・経団連自然保護協議会会長

経済界への啓発活動については、2009年に経団連とともに策定した「経団連生物多様性宣言」とその行動指針の普及に取り組んできた。本宣言は、生物

多様性に配慮した経営に向けたガイドラインを示すものである。2020年6月には、この宣言を活用し、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」を公表した。これは、宣言に賛同する企業・団体の社名・ロゴを掲載するとともに、具体的な取り組み事例を盛り込んだものである。我が国企業・団体の好事例の共有を図るとともに、日本経済界の取り組みを内外に発信することを目的としている。2021年8月には、機動的なアップデートや、国際会議等へのタイムリーな発信を可能とする観点から、新たにウェブ版を開設した。現在、250以上の企業・団体の社名・ロゴおよび約130の取り組み事例を掲載している。

好事例の共有と内外への発信に関しては、同年10月の生物多様性条約(CBD)COP15第1部に合わせ、環境省と連携し「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」として日本企業が技術等で生物多様性保全に貢献している事例を集めた動画とウェブサイトを制作した。官民連携で生物多様性分野での日本の国際的なプレゼンスを高めていくことがねらいである。

### 好事例の共有と内外への発信

### 国際動向への対応

経団連は、リオで地球サミットが開催された1992年、「経団連地球環境憲章」の考えを自然保護分野で実践する組織として、経団連自然保護協議会と経団連自然保護基金を設立し、約30年にわたり自然保護・生物多様性保全に係る活動を展開している。

「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」を公表した。これは、宣言に賛同する企業・団体の社名・ロゴを掲載するとともに、具体的な取り組み事例を盛り込んだものである。我が国企業・団体の好事例の共有を図るとともに、日本経済界の取り組みを内外に発信することを目的としている。2021年8月には、機動的なアップデートや、国際会議等へのタイムリーな発信を可能とする観点から、新たにウェブ版を開設した。現在、250以上の企業・団体の社名・ロゴおよび約130の取り組み事例を掲載している。

また、2021年6月に生物多様性に係る企業情報開示を目指して発足したTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース・Task force on Nature-related Financial Disclosures)についても、事業活動への影響が考えられる。そこで、経団連自然保護協議会は、TNFDのステークホルダーで構成されるフォーラムに参画し、最新動向の把握や日本経済界の考え方のTNFDフレームワークへの反映などにも取り組みをこ



【環境エネルギー本部】  
経団連生物多様性宣言イニシアチブ ウェブサイト